

岡山市立学校自家用電気工作物保安管理業務委託 標準仕様書

本仕様書は、岡山市教育委員会（以下「甲」という。）が設置する自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督に関わる業務（以下「保安管理業務」という。）の外部委託について必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るものである。

受託者（以下「乙」という。）は、電気事業法に基づき保安管理業務を誠実に実施する。

1 保安管理業務対象電気工作物の概要

(1) 事業場の名称	契約対象電気工作物の概要のとおり
(2) 事業場の所在地	
(3) 電気工作物の概要	

- 2 契約期間 契約日 から 令和 10 年 3 月 31 日まで
履行準備期間 契約日 から 令和 8 年 3 月 31 日まで
履行期間 令和 8 年 4 月 1 日 から 令和 10 年 3 月 31 日 まで

3 外部委託の基準

本業務が、岡山市立学校の保安管理業務であることから、当該業務の適確な遂行に支障を及ぼすおそれがないよう、乙は保安管理業務を実施するにあたり、次の(1)から(5)の前提条件を満たしていなければならない。

- (1) 中国四国産業保安監督部で承認を受けた岡山県内に事業所を有する電気保安法人であること。
- (2) 保安管理業務を 24 時間体制で対応可能であること。
- (3) 各事業場に 1 時間以内に到着可能であること。
- (4) 入札参加確認申請書類「電気保安業務に関する資格調査票」に記載のある保安業務担当者等 2 名以上による保安体制が構成できること。
- (5) 保安業務担当者ごとに電気事業法施行規則第 52 条の 2 第二号ハの別に公示する値が 33 未満であること。

4 業務の一部再委託

本業務に関して、やむを得ず受託者のみでの業務遂行が困難となった場合には、監督員と協議のうえ、次の(1)から(3)の条件を定めて、保安業務担当者について「一部再委託届」を提出し、その一部を再委託することができる。

- (1) 業務責任者については再委託を認めない。
- (2) 本業務に必要な基準・要件を全て満たしていること。
- (3) 自家用電気工作物の保安管理業務に必要な資格を有していることを証明する書類(電気主任技術者資格者証の写)を提出すること。

5 点検頻度

- (1) 月次点検 別紙Ⅰ別表「月次点検頻度一覧」のとおり
- (2) 年次点検 毎年 1 回以上（主として設備の運転を停止して行う精密な点検、測定及び試験）
- (3) 臨時点検 必要の都度
- (4) 工事期間中 毎週 1 回以上

6 保安全管理業務の内容

(1) 定期的な点検、測定及び試験

甲の承認した保安規程に基づいて保安全管理業務を実施するものとし、その細目及び具体的基準は、別紙Ⅰ「自家用電気工作物の保安全管理業務委託細目書」及び別紙Ⅱ別表第1「点検、測定、試験の基準等」によるものとする。

なお、電気工作物の巡視にあたっては、見落とし箇所が無いよう点検ルートを十分検討のうえ実施するほか、肉眼による外観点検が行いにくい箇所（電線相互の接続・絶縁状態等）については、双眼鏡、脚立等により点検を行うこと。

(2) 絶縁監視装置の設置（乙が設置する場合）

法令上の設備条件を満足する場合は、低圧電路の絶縁（漏電）を24時間監視するために絶縁監視装置を乙の責任において設置し、これを維持管理すること。

但し、絶縁監視装置を設置する場合は、次の①から⑤の各号に定めるところによる。

- ① 設置工事に要する費用及び保守費用は乙が負担する。
- ② 甲は、乙が絶縁監視装置を設置する場所の提供、電話回線など既存の施設の利用について便宜を供するものとし、乙の絶縁監視装置を無断で移設、取外し、修理等を行わない。
- ③ 絶縁監視装置の情報を、甲の加入電話回線を利用して自動的に乙の事業所に通報する場合又は甲が乙に電話連絡する場合の電話料は甲が負担する。
- ④ 甲の電気工作物が変更等により絶縁監視装置の設置要件に適合しなくなった場合、及び電気工作物が未改修により絶縁不良が継続する等、絶縁監視装置による監視が不能となった場合、並びに本契約が消滅した場合は絶縁監視装置を乙が撤去する。
- ⑤ 年1回装置の性能に関する試験を実施し、その内容を報告する。

(3) 太陽電池発電設備

太陽電池発電設備の定期点検（月次点検・年次点検）においては、PCS（パワーコンディショナ）フィルタの目詰まりなどにも留意しながら点検を行い、年1回はフィルタ清掃も実施すること。

(4) その他

不定期による点検（臨時点検）呼出など、下記①から⑤に記載された事項についても本契約に含まれる。但し、特別な費用が発生する場合は甲乙で協議するものとする。

- ① 電気設備に関する相談
- ② 電気設備工事に係わる工事立会
- ③ 1日24時間の緊急故障対応
- ④ 中国四国産業保安監督部への諸申請等及びその費用
- ⑤ 絶縁監視装置本体及び設置に係る費用

7 電気事故等における緊急時の協力体制

(1) 乙にあつては、甲と乙の事務所及び保安業務担当者と常時連絡がとれる体制を確保すること。

(2) 乙は、連絡を受けてから1時間以内に当該事業場へ到達できる体制になっていること。

(3) 乙は、風水害・落雷等の被害が予測される場合には、迅速な対応ができる体制を確保すること。

8 安全管理

(1) 安全の確保

業務の実施にあたっては、労働安全衛生規則、電気事業法等の関係法規を遵守し、安全の確保につとめること。

(2) 単独作業の禁止

高圧回路の停電、送電操作を行う作業、高圧近接作業又は高所作業を行う場合は、安全確保のため、監視者を置いて複数で作業を実施すること。

(3) 保護具、防護具の使用

乙は、高圧近接作業を行う場合は適正な絶縁用防護具、絶縁用保護具を使用しなければならない（労働安全衛生規則第342、343条）。よって、そのために必要な適正な保護具、防護具を常備すること。

乙は、保護具、防護具を定期的に（6か月に1回以上）耐電圧試験を実施し、その絶縁性能が維持されていることを確認すること（労働安全衛生規則第351条）。

また、その記録は甲の求めがあったとき、直ちに開示しなければならない。

(4) 労働災害総合保険等への加入

乙は、予想される高電圧、高所作業等における労働災害事故に備え、労働者災害補償保険に加入していること。

9 その他

(1) 中国四国産業保安監督部への申請・届出

入札の結果、乙との契約が締結された場合は、契約開始日から乙の責任において速やかに保安管理業務外部委託承認申請書ならびに保安規程届出書を作成し、中国四国産業保安監督部宛てに提出するものとする（電気事業法42条第1項、電気事業法施行規則第52条第2項）。

(2) 関係法規の遵守

乙は業務遂行にあたり関係法規を遵守し、甲より次の①から③の記録等を開示するよう求めがあった場合は、直ちにこれを開示すること。

① 保護具・防護具の耐電圧試験記録

② 測定器具の校正・誤差試験記録

③ 他に職業を有しない宣誓書

(3) 点検報告書

① 月次・年次点検

点検月の翌月速やかに甲の指定する不良箇所対応状況表（対応状況・改善有無の確認を含む）を添え、点検報告書を提出すること。

不良箇所や指摘事項等があった場合は、その内容、原因、漏電調査結果等を具体的に記述するとともに、現場写真（遠影・近影）も添付すること。

② 臨時点検

呼出等による不定期の点検において、不良箇所や指摘事項等があった場合は、その内容、原因、漏電調査結果等を別途書面にて報告すること。また、現場写真（遠影・近影）も添付すること。

なお、不良箇所や指摘事項等の内容で緊急性が高いと判断されるものは、速やかに岡山市教育委員会学校施設課へ一報すること。

別紙Ⅰ

自家用電気工作物の保安管理業務委託細目書

岡山市教育委員会（以下「甲」という。）が受託者（以下「乙」という。）に委託する保安管理業務は、電気事業法第43条第1項に定める甲の設置する電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督に係る業務であって、乙は甲の保安規程に基づいて業務を実施するものとする。

第1条（保安管理業務の内容）

1 乙が実施する保安管理業務は、次項を除き次の各号によるものとする。

(1) 乙は、仕様書に定める電気工作物の維持及び運用について、定期的な点検、測定及び試験（その細目及び具体的基準は、別紙Ⅱ別表第1「点検、測定、試験の基準等」のとおり）を行い、経済産業省令で定める技術基準への不適合又は不適合のおそれがあると判断した場合は、修理、改造等を甲に指示又は助言すること。

甲は、その記録を確認し、保安規定に定める期間保存すること。

(2) 乙は、仕様書に定める電気工作物の設置又は変更の工事について、甲の通知を受けて、別紙Ⅱ別表第1「点検、測定、試験の基準等」に定めるところにより、工事期間中の点検を行い、必要に応じそのとるべき措置について甲に指導又は助言すること。

(3) 事故又は故障発生時に、次のイからニまでに掲げる処置を行うこと。

イ 事故又は故障の発生や発生するおそれがある旨の連絡を甲又はその従業者から受けた場合は、保安業務担当者等が、現状の確認、送電停止、電気工作物の切り離し等に関する指示を行う。

ロ 保安業務担当者等が、事故又は故障の状況に応じて、臨時点検を行う。

ハ 事故又は故障の原因が判明した場合は、保安業務担当者等が、同様の事故又は故障を再発させないための対策について、甲に指示又は助言を行う。

ニ 電気関係報告規則（昭和40年通商産業省令第54号）に基づく事故報告を行う必要がある場合は、保安業務担当者等が、甲に対し、事故報告するよう指示を行う。

(4) 電気事業法第107条第3項に規定する立入検査の立ち会いを行うこと。

(5) 乙は、仕様書に定める電気工作物の工事、維持及び運用に関する経済産業大臣への提出書類及び図面について、その作成及び手続きの助言を行うこと。

2 甲は、前項の乙に委託する保安管理業務のうち、別紙Ⅱ別表第2のいずれかに該当する電気工作物については、乙と協議の上、点検、測定及び試験の全部又は一部を電気工事業者、電気機器製造業者等に依頼して行うものとする。これに関し、甲は、乙の監督の下に点検等を行い、乙は、その記録の確認を行う。また、乙は、甲の求めに応じ、助言を行うこととする。このほか、乙は、当該電気工作物の保安について、甲に対し指示又は助言ができるものとする。

第2条（点検の頻度と監視装置）

1 第1条第1項に定める乙が定期的に行う点検内容は別紙Ⅱ別表第1「点検、測定、試験の基準等」によるものとし、点検頻度は次のとおりとする。

(1) 月次点検 別表「月次点検頻度一覧」のとおり

(2) 年次点検 毎年1回以上（主として設備の運転を停止して行う精密な点検、測定及び試験）

(3) 臨時点検 必要の都度

(4) 工事期間中 毎週 1 回以上

2 乙は、上記点検のほか、甲に対し、日常巡視等において異常等がなかったか否かの問診を行い、異常があった場合には、経済産業省令で定める技術基準の規程に適合しない事項又は適合しないおそれがないか、点検を行うこととする。

3 甲の自家用電気工作物の保安管理業務を行うにあたり、乙が設置する装置は次のとおり。

監視装置（絶縁監視装置）

4 監視装置（絶縁監視装置）は、常に正常に稼働するように乙の責任の下にメンテナンスを行うこと。

5 低圧電路の絶縁状態の適確な監視が可能な装置（絶縁監視装置）を設置する場合、乙は警報発生時（警報動作電流（設定の上限値は50ミリアンペアとする。）以上の漏えい電流が発生している旨の警報（以下「漏えい警報」という。）を連続して5分以上受信した場合又は5分未満の漏えい警報を繰り返し受信した場合をいう。）に、次の掲げる処置を行うものとする。

(1) 乙は、警報発生の原因を調査し、適切な措置を行う。

(2) 乙は、警報発生時の受信の記録を3年間保存する。

6 年次点検において、変圧器、電力用コンデンサー、計器用変成器、リアクトル、放電コイル、電圧調整器、整流器、開閉器、遮断器、中性点抵抗器、避雷器及びOFケーブルが、「ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する電気工作物等の使用及び廃止の状況の把握並びに適正な管理に関する標準実施要領（内規）」に掲げる高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物に該当するかどうかを確認すること。

第3条（委託料及び支払条件等）

甲が乙に支払う委託料は、契約書のとおり。なお、履行準備期間についての支払はありません。

第4条（連絡責任者等）

1 甲は、電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安のための巡視を行う者を定めるとともに、この契約の履行に関して乙と連絡する連絡責任者を定めて、その氏名、連絡方法等を乙に通知するものとする。

2 甲は、前項の連絡責任者に事故がある場合は、その業務を代行させるため代務者（以下、連絡責任者及びその代務者を併せて「連絡責任者」という。）を定め、速やかにその氏名、連絡方法等を乙に通知するものとする。

3 甲は、前各項に変更が生じた場合は、速やかに乙に通知するものとする。

4 甲は、連絡責任者を、乙の行う保安管理業務に立ち会わせることとする。

5 乙は、連絡責任者との連絡を24時間対応とし、緊急時においても確実に連絡が受けられるよう適切な措置を講じること。

第5条（甲及び乙の協力及び義務）

1 甲は、乙が保安管理業務の実施にあたり、乙が指導、助言した事項又は乙と協議決定した事項については、速やかに必要な措置をとるものとする。

2 乙は、保安管理業務を誠実に行うものとする。

第6条（保安管理業務担当者の資格等）

- 1 保安管理業務を担当する者（以下「保安業務担当者」という。）及び保安業務担当者の指示のもとに保安管理業務に従事する者（以下「保安業務従事者」という。）は別表－1に記載する者とする。
- 2 乙は、前項の保安業務担当者等に、電気主任技術者免状の交付を受けている者をあてる。
- 3 甲は、乙の保安業務担当者が事業場において保安管理業務を行う際に面接等を行い、その者が委託仕様書に明記された本人であることを確認することとする。また、保安業務担当者は、その身分を提示する身分証明書により保安業務担当者であることを明らかにすることとする。ただし、緊急の場合は除くものとする。
- 4 乙の保安業務担当者は、甲の保安規程に基づき、保安管理業務を自ら実施するものとする。
- 5 保安業務担当者は、必要に応じ他の保安業務担当者に、保安管理業務の一部を実施させることができるものとする。
- 6 乙の保安業務担当者並びに保安業務従事者は、必要に応じ補助者を同行し、保安管理業務の実施を補助させることができるものとする。
- 7 乙は、前各項で定める保安業務担当者等の氏名、生年月日、主任技術者免状の種類及び番号を、乙の事業所への連絡方法とともに、書面をもって甲に通知することともに、甲は面接等により本人の確認を行うこととする。
なお、保安業務担当者等の変更を行う必要が生じた場合にあっては同様とする。

第7条（記録の確認等）

- 1 乙は、保安管理業務の遂行上必要がある場合には、甲の電気保安に関する書類、図面及び記録等の確認を行い、必要な措置について協議するものとする。
- 2 乙は、甲が実施した巡視結果について記録を確認し、指導、助言を行うこととする。

第8条（記録の保存）

甲は、乙が行う保安管理業務の結果について、終了時に乙から報告を受けるとともに、その実施者氏名及び点検結果等に係る記録を確認のうえ、保安規定の定めに従い、保存するものとする。

第9条（甲、乙相互の通知義務）

甲は、次の(1)から(12)の各号いずれかに該当する場合は、その具体的内容をただちに乙に通知するものとする。

- (1) 電気事故その他電気工作物に異常が発生し、又は発生する恐れがある場合
- (2) 経済産業大臣が電気関係法令に基づいて検査を行う場合
- (3) 電気工作物の保安に関する書類を経済産業大臣に提出する場合
- (4) 電気工作物の設置又は変更工事を計画する場合並びに施工する場合及び工事の完成した場合
- (5) 電気工作物の工事、維持又は運用に従事する者に対して、電気工作物の保安に関する必要な事項を教育し、又は演習訓練を行う場合
- (6) 平常時及び事故その他異常時における運転操作について定める場合
- (7) 非常災害に備えて電気工作物の保安を確保することができる体制を整備する場合
- (8) 責任分界又は需要設備の構内を変更する場合
- (9) 電気の保安に関する組織を変更する場合（連絡責任者の変更など）
- (10) 代表者、事業場の名称又は所在地に変更があった場合

(11) 電気工作物に近接して電気工作物以外の作業を行う場合

(12) その他必要な場合

2 乙は、次の(1)から(3)の各号に掲げる事項を甲に通知するものとする。

(1) 乙の執務時間内における乙への連絡方法

(2) 乙の執務時間外における乙への連絡方法

(3) その他必要な事項

第10条（備品等の整備）

甲は、乙と協議の上、乙の負担において電気工作物の保安全管理に必要な備品、材料等及び消耗品を整備するものとする。

第11条（電気工作物以外の不安全施設に対する措置等）

1 保安全管理業務を実施するための通路又は作業床の状態が悪く、作業者の安全が確保されないと認められる施設（以下「不完全施設」という。）がある場合は、甲乙協議の上、速やかに改修するものとする。

2 前項の不完全施設の改修に要する費用は、甲が負担するものとする。

3 乙は甲と協議し、不完全施設が改修されるまでは、当該電気工作物の点検、測定及び試験を実施しないことがある。

4 乙は、不完全施設が長期にわたり改修されないで保安全管理業務の実施ができないと認められる場合は、この契約を解除することができる。

第12条（損害賠償）

乙の故意又は過失により甲に対して損害を与えた場合は、乙は損害賠償の責任を負うものとする。

第13条（機密の保持）

乙は、業務上知り得た甲の機密を他にもらさないものとする。

第14条（その他）

1 年次点検時に各校の点検箇所写真を1部提出することとする。

2 その他不明な点については、甲の指示、協議に基づいて作業を行うものとする。

3 年次点検等で停電作業を行う際、学校施設に伴う電波障害用共聴設備等どうしても停電できないものについては、乙の負担で停電中も仮設電源等を用いて給電するものとする。

(別表)

【月次点検頻度一覧】

設備区分・設備条件		容量(出力) 区分	点検頻度
受電設備	小規模高压需要設備	64kVA以下	3 か月に 1 回以上
	① 次のイからホまでの設備条件のすべてに適合する信頼性の高い需要設備 イ 構外にわたる高压電線路がないもの ロ 柱上に設置した高压変圧器がないもの ハ 高压負荷開閉器（キュービクル内に設置するものを除く。）に可燃性絶縁油を使用していないもの ニ 保安上の責任分界点又はこれに近い箇所に地絡保護継電器付高压交流負荷開閉器又は地絡遮断器が設置されているもの ホ 責任分界点から主遮断装置の間に電力需給用計器用変成器，地絡保護継電器用変成器，受電電圧確認用変成器，主遮断器用開閉状態表示変成器及び主遮断器操作用変成器以外の変成器がないもの	100kVA以下	隔月 1 回 以上
	② ①に適合する需要設備であって，次のイからハまでのすべての設備条件に適合するもの イ 受電設備がキュービクル式であるもの（屋内に設置するものに限る。） ロ 蓄電池設備又は非常用予備発電装置がないもの ハ 引込施設に地絡保護電器付高压交流負荷開閉器又は地絡遮断器が設置してあるもの	100kVA以下	3 か月に 1 回以上
	③ ①の設備条件のすべてに適合する信頼性の高い設備であって，低压電路の絶縁状態の適確な監視が可能な装置を有する需要設備又は非常用照明設備，消防設備，昇降機その他の非常時に使用する設備への電路以外の低压電路に漏電遮断器が設置してある需要設備	100kVA超過	隔月 1 回 以上
	上記①・②・③以外のもの	—	毎月 1 回 以上
発電設備	太陽電池発電設備	—	6 か月に 1 回以上

点検、測定、試験の基準等

電気工作物の維持及び運用のために行う点検、測定及び試験は、原則として次の基準により行うものとする。

1 電気工作物の点検の種類及び周期

(1) 月次点検

別紙Ⅰ第2条（点検の頻度と監視装置）に定める頻度で、設備が運転中の状態で別表第3の点検基準に基づいて点検、測定及び試験を行う。

(2) 年次点検

毎年1回以上の頻度で、停電により設備が停止した状態で別表第3の点検基準に基づいて精密な点検、測定及び試験を行う。

(3) 臨時点検

電気事故その他異常が発生したとき、異常が発生する恐れがあるとき又は、年次点検で測定した値等に経年変化等の著しい徴候が見られたときに別表第3の点検基準に基づいて点検、測定及び試験を行う。

(4) 工事期間中の点検

電気工作物の設置又は改造の工事が自家用電気工作物の技術基準等への適合状況を確認するため、毎週1回の頻度で別表第3の備考に基づいた外観点検、及び自家用電気工作物の施工状況の確認を行う。

2 甲が行う点検の種類及び周期

日常巡視

運転中の電気設備、周辺の状況等を1週間に1回の頻度で巡回しつつ目視、嗅覚、聴覚等により異常の有無を点検する。

- 1 設備の特殊性のため、専門の知識及び技術を有する者でなければ点検を行うことが困難な次の(1)～(5)のいずれかに該当する自家用電気工作物
 - (1) 建築基準法第12条第3項の規定に基づき、一級建築士等の検査を要する建築設備
 - (2) 消防法第17条の3の3の規定に基づき、消防設備士免状の交付を受けている者等の点検を要する消防用設備等又は特殊消防用設備等
 - (3) 労働安全衛生法第45条第2項の規定に基づき、検査業者等の検査を要することとなる機器
 - (4) 機器の精度等の観点から専門の知識及び技術を有する者による調整を要する機器（医療用機器、オートメーション化された工作機械群等）
 - (5) 内部点検のための分解、組立に特殊な技術を要する機器（密閉型防爆構造機器等）
- 2 設置場所の特殊性のため、保安業務担当者が点検を行うことが困難な次の(1)～(5)のいずれかに該当する場所に設置される自家用電気工作物
 - (1) 立入に危険を伴う場所（酸素欠乏危険場所、有毒ガス発生場所、高所での危険作業を伴う場所、放射線管理区域等）
 - (2) 情報管理のため立入が制限される場所（機密文書保管室、研究室、金庫室、電算機室等）
 - (3) 衛生管理のため立入が制限される場所（手術室、無菌室、新生児室、クリーンルーム等）
 - (4) 機密管理のため立入が制限される場所（独居房等）
 - (5) 立入に専門家による特殊な作業を要する場所（密閉場所等）
- 3 事業場外で使用されている可搬型機器である自家用電気工作物
- 4 発電設備のうち電気設備以外である自家用電気工作物

別表第 3

電気工作物		点検・測定・試験項目	点検区分		
			月次点検	年次点検	臨時点検
引込設備	引込線 支持物 区分開閉器 電線・ケーブル 避雷器 接地工事（接地線・保護管等） 地中電線路	外観点検	○	○	必要な項目
		保護継電器との連動試験		○	
		保護継電器の特性試験		○	
		絶縁抵抗測定		○	
		接地抵抗測定		○	
受電設備	受電室・電気室 キュービクル	外観点検	○	○	
		計器指示値の確認	○	○	
	遮断器 開閉器 断路器	外観点検	○	○	
		保護継電器との連動試験		○	
		保護継電器の特性試験		○	
		絶縁抵抗測定		○	
	電力ヒューズ 計器用変成器 母線・支持物 避雷器 電力用コンデンサ 直列リアクトル	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	
	変圧器	外観点検	○	○	
		二次漏洩電流測定	○		
		二次電圧・負荷電流測定	○		
		絶縁抵抗測定		○	
		絶縁油の点検		必要の都度※	
		内部点検		必要の都度※	
	受電盤 配電盤 制御回路	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	
		保護継電器の特性試験		○	
		計器校正試験・シーケンス試験		必要の都度	
	蓄電池 充電装置	外観点検	○	○	
		電池の比重・液温・電圧測定		○	
	接地工事（接地線・保護管等）	外観点検	○	○	
		電池の比重・液温・電圧測定		○	
配電設備	支持物 電線・ケーブル 開閉器類 避雷器 接地工事（接地線・保護管等）	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗試験		○	
		接地抵抗測定		○	

電氣工作物		点検・測定・試験項目	点検区分		
			月次点検	年次点検	臨時点検
負荷設備	電動機	外観点検	○	○	必要な項目
	電力応用機器	絶縁抵抗測定		○	
	電熱装置	接地抵抗測定		○	
	電氣溶接機				
照明装置					
その他電氣機械器具					
接地工事（接地線・保護管等）					
配線					
配線器具					
非常用予備発電機関係	原動機 発電機 始動装置 蓄電池 充電装置 接地工事（接地線・保護管等） その他付属装置	外観点検	○	○	
		自動始動・自動停止試験		○	
		手動始動・手動停止試験	○		
		発電電圧・周波数測定	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	
		接地抵抗測定		○	
		電氣関係保護継電器との連動試験		○	
		電氣関係保護継電器の特性試験		○	
		電池の比重・液温・電圧測定		○	
		太陽電池発電設備	太陽電池アレイ 接続箱 パワーコンディショナー その他付属装置 指示計器	外観点検	○
接地抵抗測定				○	
絶縁抵抗測定				○	
絶縁監視装置 （設定の上限値50ミリアンペア）		外観点検、警報レベルの確認	○	○	
		設定値における誤差確認		○	
		動作試験・警報発報試験	○	○	
		自動伝送試験	○	○	

【備考】

- 1 外観点検とは、次に掲げる項目について運転中の施設を肉眼又は双眼鏡によるほか、音響、臭覚及び温度計等により点検することをいう。
 - (1) 電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無
 - (2) 電線とそれ以外の物との離隔距離の適否
 - (3) 電線相互の接続及び絶縁状態
 - (4) 機械器具、配線の取付状態及び過熱の有無
 - (5) 接地線等の保安装置の取付け状態
- 2 年次点検には、月次点検を含む。
- 3 ※を付した事項は過去の実績により、その一部または全部を省略することができる。ただし、3年を限度とする。

保安管理業務担当者等

[illegible]